

盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

平成 25 年 6 月 20 日

総 務 部

1 提案理由

平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの間における一般職の職員及び常勤の特別職の職員の給料月額減額措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和 24 年条例第 2 号）の一部改正

一般職の職員の給料について、給料月額に、次表の給料表及び職務の級の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる措置を講ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2 級以下	100分の4.67
	3 級から 5 級まで	100分の7.67
	6 級以上	100分の9.67
医療職給料表(2)	2 級以下	100分の4.67
	3 級から 5 級まで	100分の7.67
	6 級	100分の9.67

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部改正

常勤の特別職の給料について、給料月額に、100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる措置を講ずる。

(3) 盛岡市教育長の給与等に関する条例（平成 4 年条例第 84 号）の一部改正

教育長の給料について、給料月額に、100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる措置を講ずる。

(4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 63 号）の一部改正

特定任期付職員の給料について、給料月額に、次表の号給の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる措置を講ずる。

号給	割合
4 号給以下	100分の7.67
5 号給以上	100分の9.67

3 減額措置期間 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

4 施行期日 公布の日